

データ伝送による振込委託に関する規定

<②該当帳票番号：5501Y006、5501Y017、5501Y018、5501Y064、5501Y121、5501Y170>

#	区分	章	改定前	章	改定後
1	追加	第11条（当事者の都合による解約）	本サービスは当事者一方の都合で、相手方へ通知することによりいつでも解約することができるものとします。 ただし、当社の都合により解約する場合、当社は本依頼書により銀行へ通知するものとし、解約と同時に、銀行に対して未払手数料を支払うものとします。	第11条（当事者の都合による解約）	本サービスは当事者一方の都合で、相手方へ通知することによりいつでも解約することができるものとします。 ただし、当社の都合により解約する場合、当社は本依頼書または「データ伝送による振込委託に関する解約書」により銀行へ通知するものとし、解約と同時に、銀行に対して未払手数料を支払うものとします。
2	削除	第18条（有効期間）	本規定の定める本サービスを行なう期間は、表面記載の「データ伝送による振込委託に関する依頼書」の日付から1年間とします。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、当社または銀行のいずれからも何らの意思表示がない場合には、さらに1年間、本規定による振込委託の取扱いを継続するものとし、以後も同様とします。	—	—